

○管理職員特別勤務手当の運用について

(平成3年12月24日岡人委第278号通知)

(沿革)

平成26年 3月 3日第251号 平成27年 3月20日第318号
令和 7年 3月21日第352号 改正

岡山県職員給与条例(昭和26年岡山県条例第18号。以下「給与条例」という。)及び管理職員特別勤務手当に関する規則(平成3年岡山県人事委員会規則第27号。以下「規則」という。)の運用について次のように定め、平成4年1月1日から適用することとしたので通知します。

記

給与条例第18条の4関係

- 1 給与条例第18条の4第1項の「臨時又は緊急の必要」による勤務とは、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(以下「週休日等」という。)に処理することを要することが明白な臨時の又は緊急性を有する業務のための勤務をいう。
- 2 給与条例第18条の4第2項の「臨時又は緊急の必要」による勤務とは、午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に処理することを要することが明白な臨時の又は緊急性を有する業務のための勤務をいう。
- 3 給与条例第18条の4第1項の勤務(規則第4条の規定により同項の勤務とみなされるものを含む。以下「第1項の勤務」という。)は、週休日等(規則第4条の規定により第1項の勤務とみなされる勤務については、午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除き、正規の勤務時間以外の時間に限る。))の勤務であり、連続する勤務(二以上の週休日等にまたがる勤務及び週休日等と週休日等以外の日にまたがる勤務を含む。)の開始から終了までを1回として取り扱うものとする。ただし、次に掲げる場合は、それらの場合の第1項の勤務の全てを1回の連続する勤務として取り扱うものとする。
 - 一 一の週休日等において第1項の勤務の開始が二以上ある場合(次号に掲げる場合を除く。)
 - 二 週休日等以外の日からその翌日の週休日等に連続する勤務が行われ、当該週休日等以外の日及び当該週休日等において第1項の勤務の開始が二以上ある場合

- 4 給与条例第18条の4第2項の勤務（規則第4条の規定により第1項の勤務とみなされるものを除く。以下「第2項の勤務」という。）は、午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除き、正規の勤務時間以外の時間に限る。）の勤務（第1項の勤務を除く。）であり、連続する勤務（二の週休日等以外の日にまたがる勤務を含む。）の開始から終了までを1回として取り扱うものとする。ただし、一の週休日等以外の日において勤務の開始が二以上ある場合は、当該週休日等以外の日に開始する勤務の全てを1回の連続する勤務として取り扱うものとする。
- 5 公務により旅行中の給与条例第8条の2第1項に規定する職にある職員に対しては、旅行目的地においてそれぞれ第1項の勤務又は第2項の勤務をした場合で当該勤務に従事した時間が明確に証明できるもの限り管理職員特別勤務手当を支給する。
- 6 第1項の勤務及び第2項の勤務には、給与条例第18条の2の宿日直勤務は含まれない。

規則第2条関係

規則第2条に規定する「6時間」は、実働時間による。

規則第4条関係

任命権者（その委任を受けた者を含む。）は、給与条例第18条の4第1項又は第2項に規定する職員が管理職員特別勤務（第1項の勤務又は第2項の勤務をいう。）を行った場合は、その都度次に掲げる事項を管理職員特別勤務実績簿に記入させるものとする。

- 一 勤務に従事した年月日（「週休日等」又は「週休日等以外の日」の別を含む。）
- 二 勤務に従事した職員の氏名
- 三 職員の占める職及びその職に係る管理職手当の額の区分
- 四 勤務の内容（「第1項の勤務」又は「第2項の勤務」の別を含む。）
- 五 勤務をすることが必要であった理由
- 六 勤務の開始時刻及び終了時刻
- 七 休憩等の時間
- 八 実働時間数
- 九 第1項の勤務にあつては、週休日の振替、4時間の勤務時間の割振り変更又は代休日の指定が行えなかった理由
- 十 その他参考となる事項